

2014年10月17日

検討会資料を拝見しての意見

国立環境研究所 鈴木規之

1. 暫定的保管の対象、その管理のあり方が依然として不明確のように思われる。廃棄物となれば相対的には明確なようだが、暫定的保管の段階にとどまるものが実態として相当量あると思われ、暫定的保管の対象、管理のあり方について実態を踏まえた確な施策が必要である。
2. ヒアリング等での様子から、現在国内で何等か暫定的に保管されている量の中で実験室規模での使用と産業的使用の区別は必ずしも明確でないのではないかと懸念は間違っているかもしれないが、いずれにせよ、暫定的保管には複数の法令が関連するようなので、法令の枠を超えて、あるいは適切な法令間の運用により、不明確な暫定的保管や廃棄が行われないよう施策を講ずる必要がある。
3. 水銀添加製品が現実存在し用途が残ることは理解するが、製品中の水銀の流通量が把握しきれないことは事実に基づく環境対応を困難にして問題である。製造または出荷量の把握、あるいは製品への適切なラベル・表示等による監視、また輸入製品等への有効性のある監視（試買調査という案があるようだが良いと思う）などを適切に設計して製品中の水銀の流通量を行政において把握できる仕組みが必要と考える。また、あわせて、暫定的保管量の定期的な把握などが可能となればよい。
4. 製品へのラベルについて小型ボタン電池への表示は難しいなどのご意見もあったが、必ずしも肉眼で識別できる必要はなく日本らしい技術を考えても良いのではないかと。水銀管理に使うことのみを考えるのではなく、将来のより多様な可能性のある用途の中で水銀管理に活用可能なラベルや識別機能のあり方を議論することも有効と考える。